

(証券コード9318)

2022年1月18日

株 主 各 位

東京都中央区勝どき一丁目13番1号
アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルスの感染が継続している状況に鑑み、株主の皆様におかれましては、感染防止のため、可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使を行っていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2頁の「議決権行使方法のご案内」に従い、2022年2月1日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年2月2日（水曜日）午後2時
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。また、今回の定時株主総会の日は、前回の定時株主総会の日のご当日と著しく離れた日となりました。その理由は、過年度の決算訂正を行ったことの影響により、報告事項の準備に必要な決算業務および監査手続に遅れが生じたこと等によるものです。詳細は、2021年11月2日付け当社東証適時開示「第101回定時株主総会の再々延期に関するお知らせ」をご参照ください。
 2. 場 所 東京都中央区月島四丁目1番1号 月島区民センター4F
月島社会教育会館 ホール
（会場が前回の株主総会の会場と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。）
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第101期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第101期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください
ますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書
類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネ
ット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、提供書面には掲載していません。
従いまして、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、当社ウ
ェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表を含みます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じ
た場合は、当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載させていただきます。

また、決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトへの掲載をもって書類の発送に代
えさせていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.asiadevelop.com/>

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様的重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご
検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の4つの方法がございます。

1. 株主総会へのご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出ください。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面（委任状）を、同封の株主様ご本
人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款に
基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

株主総会開催日時：2022年2月2日（水曜日）午後2時

2. 書面の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投
函ください。

議決権行使期限：2022年2月1日（火曜日）午後5時到着分まで

3. インターネットによる議決権の行使

パソコンから下記の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の
「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って、各
議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限：2022年2月1日（火曜日）午後5時入力分まで

4. スマートフォンによる議決権の行使

同封の議決権行使書用紙の右下に掲載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトロ
グインQRコード」を、スマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、画面の案内に従
って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使期限：2022年2月1日（火曜日）午後5時入力分まで

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(注) 同一の方法または異なる方法により複数回にわたり議決権行使された場合は、最後
に行われた行使は有効とさせていただきます。また、ご投函された書面の到着とインター
ネットまたはスマートフォンによる議決権行使が同日内にあった場合は、インターネ
ットまたはスマートフォンによる行使を有効とさせていただきます。

■パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話照会先：0120-652-031（通話料無料）

（受付時間 午前9時～午後9時）

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う世界的な経済活動の停滞により、極めて厳しい状況が続きました。また、先行きにつきましても、新型コロナウイルス感染症の長期化の兆しがみられるなど、不透明な状況となっております。

このような状況の下で、当社グループは、収益事業の確立によって財務体質を改善すべく、新規投資案件の探索や既存投資先の業績改善に取り組んでまいりました。

新規投資案件については、いくつかの候補先について関係先との交渉や投資計画の検討などを行った結果、2021年2月、ワンアジア証券株式会社の第三者割当増資を引き受け、連結子会社といたしました。

子会社を通じた既存投資案件については、アジアインベストメントファンド株式会社(旧社名:クリアスエナジーインベストメント株式会社)は、有価証券投資等の投資事業全般に加え、その他収益性の高い分野の商取引にも積極的に取り組んでおり、取引は増加基調にあります。アジアビジネスファイナンス株式会社(旧社名:株式会社アライド・ビジネス・ファイナンス)は、売掛債権担保融資に限定せず、株式担保融資、不動産担保融資まで取扱商品の範囲を拡大し、貸金事業を行っております。一方で、株式会社トレードセブンによる質金融事業・中古品売買事業は、2021年3月末日をもって事業撤退致しました。Cleath Biomass Energy Sdn. Bhd.によるマレーシアでのバイオマス燃料PKS(パーム椰子種子殻)供給事業は、経営環境の悪化により、当初計画値を大きく下回っており、2021年12月期中の事業撤退を予定しております。臻萃本物(福建)餐飲管理有限公司による中国・福州での日本食レストラン事業については、事業撤退を決定しましたが、一部店舗については歩合方式のサブリース契約に切り替え、継続しております。

当連結会計年度の業績につきましては、国内子会社2社が順調に推移した一方で、事業撤退や業態の変更があったことにより、売上高が945百万円(前期比9.3%増)となり、前期と比較して増収となりました。

営業費用につきましては、事業撤退等による減少および当社を中心とした不要なコスト削減を行い、営業損失が275百万円（前期は520百万円の営業損失）、持分法による投資利益を計上しましたが、支払利息、為替差損を計上したこと等により経常損失が279百万円（前期は800百万円の経常損失）となりました。

これに、特別損益を加減した税金等調整前当期純損失は1,067百万円（前期は1,178百万円の税金等調整前当期純損失）、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は1,070百万円（前期は1,181百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

（i）事業の種類別セグメントの業績

当社グループは現在「投資事業」のみの単一区分としております。

投資事業は当社におきましては有価証券の保有・運用、コンサルティング、貸付、子会社におきましては有価証券の保有・運用、金融事業、質屋事業、パイオマス燃料供給事業、日本食レストラン事業等を行っております。当連結会計年度の投資事業においては、売上高は945百万円（前期比9.3%増）、営業損失は275百万円（前期は520百万円の営業損失）となりました。

（ii）営業外収益および費用

営業外収益は、主に受取利息および受取配当金1百万円、持分法による投資利益46百万円等を計上したことにより、59百万円（前期は24百万円）となりました。

営業外費用は、主に支払利息23百万円、為替差損29百万円等を計上したことにより、62百万円（前期は304百万円）となりました。

（iii）特別利益および損失

特別利益は、主に負ののれん発生益17百万円等を計上したことにより、17百万円（前期は103百万円）となりました。

特別損失は、主に貸倒引当金繰入額661百万円、訂正関連損失90百万円、減損損失18百万円、事業撤退損18百万円等を計上したことにより、805百万円（前期は481百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当期中に実施した重要な固定資産の異動

イ．当社

該当事項はありません。

ロ. 子会社

アジアビジネスファイナンス(株)	内装設備等の売却	1百万円
(株)トレードセブン	内装工事等の除売却	11百万円

③ 資金調達の様況

イ. 当社

- ・第三者割当による新株式の発行および第14回新株予約権の権利行使により、合計3,426百万円の資金調達を実施いたしました。
- ・First Asia Holdingsより108百万円の借入を行いました。

ロ. 子会社

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の様況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

イ. 他の会社の株式その他の持分

- ・当社は2021年2月26日付及び3月22日付でワンアジア証券(株)の第三者割当により発行した新株式10,750千株を引受け、同社を連結子会社としております。これにより当社の持分比率は95.9%となりました。
- ・当社は子会社であるアジアインベストメントファンド(株) (旧 クリアスエナジーインベストメント(株)) より、2021年3月2日付けで同社保有のCleath Biomass Energy Sdn. Bhd. (以下CBE) 株式の全部を譲り受けしております。
また2021年3月23日付けで債権の現物出資 (DES) によりCBE社に追加出資を行っております。これにより当社の持分比率は97.9%から99.5%に変更となりました。

- ロ. 新株予約権
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 98 期 (2018年3月期)	第 99 期 (2019年3月期)	第 100 期 (2020年3月期)	第 101 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	315,166	517,986	865,301	945,509
経 常 損 失 (千円)	719,194	871,996	800,904	279,311
親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	1,363,245	875,372	1,181,055	1,070,651
1 株 当 期 当 純 損 失 (円)	3.07	1.85	2.50	1.30
総 資 産 (千円)	4,104,789	3,276,223	1,924,167	6,373,489
純 資 産 (千円)	3,608,990	2,664,472	1,441,188	3,955,733
1 株 当 純 資 産 額 (円)	7.55	5.45	3.05	2.72

(注) 第98期につきましては、株式の売却による連結範囲の変更、海外上場有価証券の評価損失もあり、親会社株主に帰属する当期純損失となりました。

なお、同期におきまして子会社の一部事業の会計処理の誤りにつき訂正を行いました。この訂正に伴い遡及後の数値を反映した数値を記載しております。

第99期につきましては、子会社の売上高が増加基調にありましたが、経費がそれを上回ったため、親会社株主に帰属する当期純損失となりました。

なお、同期におきまして子会社の一部事業の会計処理の誤りにつき訂正を行いました。この訂正に伴い遡及後の数値を反映した数値を記載しております。

第100期につきましては、経費削減により営業損失は縮小しました。一方で海外子会社における事業撤退損や持分法投資損失が発生し、親会社株主に帰属する当期純損失となりました。

なお、同期におきまして子会社の一部事業の会計処理の誤りにつき訂正を行いました。この訂正に伴い遡及後の数値を反映した数値を記載しております。

第101期につきましては、前記「(1) 当事業年度の事業の状況①事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第98期 (2018年3月期)	第99期 (2019年3月期)	第100期 (2020年3月期)	第101期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	166,798	152,891	124,483	385,872
経 常 損 失 (千円)	624,238	343,047	407,315	133,573
当 期 純 損 失 (千円)	1,333,185	540,553	1,505,064	1,438,648
1 株 当 た り 純 損 失 (円)	3.00	1.14	3.19	1.75
総 資 産 (千円)	4,817,847	4,341,139	2,675,064	4,339,505
純 資 産 (千円)	3,767,844	3,195,798	1,681,750	3,669,602
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	7.92	6.57	3.56	2.52

(注) 第98期につきましては、経費削減等ありましたが、投資有価証券評価損等の特別損失が発生したため、当期純損失となりました。

第99期につきましては、経費削減等ありましたが、子会社2社との合併による特別損失が発生したため、当期純損失となりました。

第100期につきましては、経費削減に努めましたが、貸倒引当金の設定（営業外費用）、関係会社株式評価損等の特別損失が発生したため、当期純損失となりました。

第101期につきましては、期の後半より損失幅が縮小しました。グループ会社向けの貸付利息収入等が貢献しましたが、関係会社評価損等の特別損失が発生したため、当期純損失となりました。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社

該当事項はありません。

② 子会社の状況

イ. 子会社の状況

会社名	資本金 (出資) (千円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
アジアインベストメントファンド㈱	830,000	100.0	投資事業
アジアビジネスファイナンス㈱	99,000	100.0	金融事業
ワンアジア証券㈱	1,025,430	95.9	金融事業
Prominence Investments Pte. Ltd.	22,000千 シンガポールドル	100.0	投資事業
㈱ トレードセブン	100,000	100.0	質屋事業
Cleath Biomass Energy Sdn. Bhd.	13,348千 リンギット	99.5	バイオマス燃料供給事業
Cleath Energy Malaysia Sdn. Bhd.	737千 リンギット	99.5	バイオマス燃料供給事業
臻萃本物（福建）餐飲管理 有限公司	33,718千 人民元	100.0	日本食レストラン事業

(注) ・アジアインベストメントファンド㈱は、2020年12月24日付で、クリアスエナジーインベストメント㈱から商号変更しました。

・アジアビジネスファイナンス㈱は、2020年12月24日付で、㈱アライド・ビジネス・ファイナンスから商号変更しました。

ロ. 関連会社の状況

会社名	資本金 (出資)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
Mabuhay Holdings Corporation	975,534千 フィリピンペソ	39.1	投資事業

(注) 当連結会計年度の連結子会社は上記の重要な子会社を含め9社であり、持分法適用関連会社は1社です。

(4) 対処すべき課題

① 継続企業の前提の疑義解消

当社グループは、当連結会計年度まで継続して重要な経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。当社は、この状況を改善すべく、2020年12月に旧経営陣から新経営陣に人員の刷新を実行し、抜本的かつ早急な経営内容の改善・見直しに取り組んでいるところでありますが、当連結会計年度におきましては、未だ継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している状況であります。

当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策等につきまして、「連結注記表 1. 継続企業の前提に関する注記」（当社ウェブサイト <http://www.asiadevelop.com/> をご参照ください。）に記載しております。当社グループは、当該対応策を着実に行うことにより、できるだけ早期に継続企業の前提の疑義を解消することが最重要課題であると認識しております。

② 経営基盤の確立

当社グループは、安定的にキャッシュ・フローを生み出す収益基盤の確立を通じて財務基盤を強化することが最大の経営課題であると認識しております。その実現のためには、すぐれた人材を確保することが重要であり、企業投資および不動産投資等の知識や経験、投資案件の発掘における人的ネットワーク、さらには投資先事業の経営および運営に必要な能力を有する人材の確保・育成を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

投資事業

有価証券の保有・運用、コンサルティング、金融事業、質屋事業、バイオマス燃料供給事業、日本食レストラン事業

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

本	社	東	京	都	中	央	区
---	---	---	---	---	---	---	---

② 子会社

アジアインベストメントファンド(株)	東	京	都	中	央	区				
アジアビジネスファイナンス(株)	東	京	都	中	央	区				
ワンアジア証券(株)	東	京	都	千	代	田	区			
Cleath Biomass Energy Sdn. Bhd.	マ	レ	ー	シ	ア	サ	ラ	ワ	ク	州
Cleath Energy Malaysia Sdn. Bhd.	マ	レ	ー	シ	ア	サ	ラ	ワ	ク	州
臻萃本物(福建)餐飲管理有限公司	中	国	福	建	省					

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
29 (17) 名	20名減 (14名減)

(注1) 使用人数は就業人員であり、パート等臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(注2) 使用人数が前連結会計年度と比べて20名減少しましたのは、期中に連結子会社の事業縮小およびそれに伴う従業員数減少等が行われたためであります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男性	7 (0) 名	1名増 (0)	49歳10ヶ月	14年2ヶ月
女性	4 (1) 名	1名減 (1)	36歳10ヶ月	1年5ヶ月
合計	11 (1) 名	0 (1)	45歳1ヶ月	9年6ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、パート等臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 1,889,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,456,102,123株 |
| ③ 単元株式数 | 100株 |
| ④ 株主数 | 36,754名 (前期末比 13,995名増) |
| ⑤ 大株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
スタンダードチャータードバンクホンコン サンハンカイインベストメント サービシーズリミテッド クライアントアカウント	506,896,800株	34.81%
須 田 忠 雄	253,246,767	17.39
普 濟 堂 株 式 会 社	43,883,900	3.01
楽 天 証 券 株 式 会 社	12,640,800	0.87
バンクオブニューヨーク ジェシーエムリー ジェーエスビーユー	7,678,854	0.53
株 式 会 社 S B I 証 券	6,481,600	0.45
滝 沢 裕 一 郎	4,840,000	0.33
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	4,556,600	0.31
エイチエスビーシーブローキング セキュリティーズ(アジア)	4,270,000	0.29
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	4,206,600	0.29

(注) 持株比率は、自己株式(15,909株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している新株予約権の状況（2021年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項
第三者割当による新株予約権(第14回新株予約権)

株主総会決議日	2020年9月29日
発行年月日	2020年10月6日
新株予約権の数	422,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	422,000,000株
権利行使時の1株当たり払込金額	4.5円
行使期間	2020年10月6日から2023年10月5日まで
新株予約権の残高（2021年3月31日現在）	105,000個（105,000,000株）

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	アンセム ウォン	アジアインベストメントファンド株式会社 代表取締役社長 アジアビジネスファイナンス株式会社 取締役
取締役	徐 天 雄	株式会社アジアゲートホールディングス 社員
取締役	許 逸 賢	株式会社アイ・ビー・アイ 代表取締役
取締役	横 井 正 道	大和日英基金 東京事務局 事務局長 大和日緬基金 理事
常勤監査役	後 藤 光 男	ワンアジア証券株式会社 監査役 アジアビジネスファイナンス株式会社 監査役 アジアインベストメントファンド株式会社 監査役 株式会社トレードセブン 監査役
監査役	村 島 吉 豊	村島吉豊税理士事務所 所長
監査役	松 田 勉	松田勉税理士事務所 所長

(注1) 取締役徐天雄、許逸賢および横井正道の各氏は、社外取締役であります。

(注2) 監査役後藤光男、村島吉豊および松田勉の各氏は、社外監査役であります。

(注3) 監査役後藤光男氏は、金融機関での監査を経験し、また監査役村島吉豊氏および監査役松田勉氏は、それぞれ税理士であることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注4) 当社は、監査役後藤光男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
高瀬尚彦	2020年9月29日	任期満了	常務取締役 株式会社トレードセブン 代表取締役会長 株式会社アライド・ビジネス・ファイナンス（現 アジアビジネスファイナンス株式会社）代表取締役社長
ウォン ペンチョン	2020年9月29日	任期満了	取締役 China Medical & HealthCare Group Limited Non Executive Director
長原彰弘	2020年9月29日	任期満了	社外取締役 亞洲聯合財務有限公司 代表取締役社長
小笠原耕司	2020年9月29日	任期満了	社外取締役 小笠原六川国際総合法律事務所 代表弁護士 一般社団法人 産業ソーシャルワーカー協会 理事 公益財団法人 民際センター 評議員
大木隆太郎	2020年9月29日	任期満了	社外取締役 株式会社MYALL 代表取締役 株式会社TOBE 代表取締役
佐藤一成	2020年9月29日	任期満了	社外監査役 佐藤一成税理士事務所 所長 株式会社ミツハシ 監査役
小笠原耕司	2020年11月30日	辞任	監査役 小笠原六川国際総合法律事務所 代表弁護士 一般社団法人 産業ソーシャルワーカー協会 理事 公益財団法人 民際センター 評議員
網屋信介	2021年1月31日	辞任	取締役

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	10名 (6)	60,295千円 (8,400)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	5名 (4)	11,580千円 (10,980)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	15名 (10)	71,875千円 (19,380)

- (注1) 役員報酬は基本報酬である固定報酬のみであり、その他の種類の報酬は支給しておりません。
- (注2) 上記には、2020年9月29日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名ならびに監査役1名、および期中に辞任した取締役1名ならびに監査役1名を含んでおります。
- (注3) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- (注4) 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第87回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役は年額100,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。これとは別に、取締役に対してストック・オプションとして交付される新株予約権に関する報酬等の限度額については、2016年6月28日開催の第96回定時株主総会において、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降1年間において年額200,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）であります。
- (注5) 監査役報酬限度額は、2004年6月15日開催の第84回定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名であります。これとは別に、監査役に対してストック・オプションとして交付される新株予約権に関する報酬等の限度額については、2006年6月29日開催の第86回定時株主総会において、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降1年間において年額10,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名であります。
- (注6) 取締役の個人別の報酬額は、代表取締役社長アンセムウォンが取締役会から決定権限の委任を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、経営環境や企業業績を踏まえた上で、各取締役の担当業務や業績への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の貢献度を総合的に判断するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 徐天雄氏は、株式会社アジアゲートホールディングスの社員を兼務しております。当社と当該法人の間で特記する事項はありません。
- ・取締役 許逸賢氏は、株式会社アイ・ビー・アイの代表取締役を兼務しております。当社と当該法人の間で特記する事項はありません。
- ・取締役 横井正道氏は、大和日英基金 東京事務局の事務局長および大和日緬基金の理事を兼務しております。当社と当該基金の間で特記する事項はありません。
- ・監査役 後藤光男氏は、ワンアジア証券株式会社、アジアビジネスファイナンス株式会社、アジアインベストメントファンド株式会社および株式会社トレードセブンの監査役を兼務しております。当該4法人は当社の連結子会社であります。
- ・監査役 村島吉豊氏は、村島吉豊税理士事務所の所長を兼務しております。当社と当該法人の間で特記する事項はありません。
- ・監査役 松田勉氏は、松田勉税理士事務所の所長を兼務しております。当社と当該法人の間で特記する事項はありません。

ロ. 社外役員が当社の親会社等又はその子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（17回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 徐 天 雄	9回	90%	—	—
取締役 許 逸 賢	9回	80%	—	—
取締役 横 井 正 道	7回	60%	—	—
監査役 後 藤 光 男	15回	100%	17回	100%
監査役 村 島 吉 豊	14回	93%	17回	100%
監査役 松 田 勉	3回	60%	4回	80%

b. 取締役会（監査役会）における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役 徐天雄氏は、2020年9月29日就任以後に開催の取締役会全10回のうち9回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただいております。
- ・取締役 許逸賢氏は、2020年9月29日就任以後に開催の取締役会全10回のうち9回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただいております。
- ・取締役 横井正道氏は、2020年9月29日就任以後に開催の取締役会全10回のうち7回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただいております。
- ・監査役 後藤光男氏は、取締役会全15回に出席し、また監査役会全17回に出席し、金融機関での監査経験および知見に基づく専門的見地からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。また、独立した立場から、適切な監査を実施していただいております。
- ・監査役 村島吉豊氏は、取締役会全15回のうち14回に出席し、また監査役会全17回に出席し、税務面での監査経験および知見に基づく専門的見地からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。また、独立した立場から、適切な監査を実施していただいております。
- ・監査役 松田勉氏は、2020年11月30日就任以後に開催の取締役会全5回のうち3回に出席し、また同日就任以後に開催の監査役会全5回のうち4回に出席し、税務面での監査経験および知見に基づく専門的見地からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。また、独立した立場から、適切な監査を実施していただいております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が25回ありました。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

ホ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が、保険期間中の職務の執行に関し、会社の業務につき行った行為により生じた損害について、賠償請求がなされたことによる損害賠償費用及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社の全ての取締役、監査役及び執行役員であります。また、当該保険契約は、次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 監査法人アリア

(注) 当社の会計監査人でありましたアスカ監査法人は、2021年4月13日付で辞任致しました。それに伴い、同日開催の監査役会において監査法人アリアを一時会計監査人として選任し、同監査法人として選任し、同監査法人が就任致しました。

② 報酬等の額

	アスカ監査法人	監査法人アリア
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,330千円	15,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,330千円	80,000千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会社監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人監査法人アリアの会社法第423条第1項の責任について、同監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、同監査人の当社に対する損害賠償責任の限度としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

A. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、法令遵守や企業倫理等、コンプライアンスに基づく業務執行が徹底されるよう、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、内部統制機能の整備に努めて参ります。法令違反等が報告された場合には、コンプライアンス委員会が中心となり迅速に調査を開始し、顧問弁護士や会計監査人といった外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じて参ります。

具体的な施策は以下の通りであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、企業行動指針に従い、法令・定款を遵守した行動をとります。代表取締役社長が繰り返し法令遵守の精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。また、その徹底を図るため社長室にて、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同室を中心に役職員教育等を行います。内部監査室は、社長室と連携の上、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的を取締役会及び監査役会に報告されるものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等といいます)に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、及び情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的状況の監視及び全社的対応は社長室と連携し内部監査室が行うものとします。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標の達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定めます。また、I Tを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用します。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社からなる企業集団における内部統制システムの構築を目指し、当社及び子会社からなる企業集団全体の内部統制に関する担当部署として社長室を定めます。同室において、当社及び子会社からなる企業集団での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築します。
- ② 当社取締役及び子会社各社の社長は、各社の各部門の適正な業務執行を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- ③ 当社は、当社のリスク管理規程に倣い、当社及び子会社からなる企業集団全体のリスク管理を実行します。
- ④ 当社及び子会社からなる企業集団は、I Tを活用して社長及び総務担当が、各社の全社員に内部統制の重要性を伝え、また社内外から得られたリスク情報を共有します。
- ⑤ 原則として、当社の役職員が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を確保し、当社取締役会及び監査役会に報告する体制とします。
- ⑥ 関係会社管理規程及び内部監査規程に従い、当社内部監査室は、子会社に内部監査部門が存在する場合は連携をとり、存在しない場合は当社が子会社の内部監査を実施します。

7. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役会による指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役会が必要とした場合、職務を補助する職員を置くものとします。また、監査役会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、監査役会以外の指揮命令を受けないものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制及び報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社からなる企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況及びその内容をすみやかに報告するものとします。
- ② 当社の監査役は常時必要に応じ、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人に対して直接説明を求めることができるものとします。
- ③ 子会社の取締役、監査役、使用人は、自社が備える内部通報制度だけでなく、当社内部通報制度及び当社外部通報先も利用できるものとします。
- ④ 上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないものとします。

9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による当社及び子会社の各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、当社及び子会社の代表取締役、監査法人、内部監査室とそれぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理します。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知するものとします。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止するため、当該勢力の利用、当該勢力への利益の供与、当該勢力からの物品の購入などといった一切の関係を持つことを拒絶することを「企業行動指針」に定め、基本方針としています。

この方針に基づき、社長室を対応統括部署、社長室長を不当要求防止責任者とする体制を整備し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行うとともに、当社役職員への注意喚起、啓発を行います。また、地区特殊暴力防止対策協議会に参加し、必要に応じて警察、弁護士事務所など外部の専門機関とも連携を取りつつ、体制の強化を図ります。

B. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況は下記の通りであります。

1. 内部統制システム全般

内部監査室は、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況に関する監査を行い、その結果を当社及び子会社の取締役会及び監査役会に報告するとともに、改善が必要な点があれば指摘を行っております。

2. コンプライアンスへの取り組み

顧問弁護士を講師とするコンプライアンス委員会を必要に応じて開催し、業務に関連する法改正の動向等の知識を習得するとともに、法令・社内規程等に対する順守意識を徹底しております。また、当社及び子会社は「内部通報規程」に基づき不当行為を通報する制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

3. 監査役による監査体制

監査役は、業務執行の適正性を監視するため、取締役会・常務会等の社内会議への出席や、稟議書・契約書等の社内文書の閲覧を行っております。また、監査の実効性を高めるため、会計監査人、内部監査室等と連携し、随時意見交換を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実に注力し、配当政策を実施することを基本方針と考えております。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値・株主価値の増大に努めてまいります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、買収防衛策が株主価値を毀損し経営者の保身目的として導入されることがないよう、その導入には慎重に対処しております。現在のところ、買収防衛策の導入は行っておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,498,091	流 動 負 債	2,301,860
現金及び預金	474,217	支払手形及び買掛金	10,272
預託金	289,000	未払金	1,146,663
顧客分別金信託	289,000	未払法人税等	17,791
受取手形及び売掛金	786,529	預り金	312,021
有価証券	1,203,018	顧客からの預り金	270,337
商品	10,909	その他の預り金	41,683
営業貸付金	1,565,118	資産除去債務	17,759
信用取引資産	546,900	信用取引負債	546,480
信用取引貸付金	546,900	信用取引借入金	546,480
その他	287,761	訂正関連損失引当金	90,000
貸倒引当金	△665,364	その他	160,871
固 定 資 産	1,875,397	固 定 負 債	81,794
有形固定資産	630	退職給付に係る負債	14,423
工具、器具及び備品	630	長期未払金	5,264
投資その他の資産	1,874,766	繰延税金負債	58,746
投資有価証券	1,080,632	その他	3,361
関係会社株式	369,250	特別法上の準備金	34,100
破産更生債権等	43,260	金融商品取引責任準備金	34,100
差入保証金	432,765	負 債 合 計	2,417,755
その他	748	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△51,890	株 主 資 本	3,818,322
資 産 合 計	6,373,489	資本金	6,039,033
		資本剰余金	2,465,155
		利益剰余金	△4,679,912
		自己株式	△5,954
		その他の包括利益累計額	136,656
		その他有価証券評価差額金	133,026
		為替換算調整勘定	3,630
		非支配株主持分	754
		純 資 産 合 計	3,955,733
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,373,489

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		945,509
売上原価		649,947
売上総利益		295,562
販売費及び一般管理費		571,345
営業損失		275,783
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,395	
持分法による投資利益	46,340	
その他の	11,349	59,085
営業外費用		
支払利息	23,498	
為替差損	29,838	
その他の	9,277	62,613
経常損失		279,311
特別利益		
固定資産売却益	73	
負ののれん発生益	17,822	17,896
特別損失		
固定資産除売却損	6,191	
投資有価証券評価損	8,432	
減損損失	18,416	
貸倒引当金繰入額	661,960	
事業撤退損失	18,525	
訂正関連損失引当金繰入額	90,000	
その他の	2,068	805,593
税金等調整前当期純損失		1,067,088
法人税、住民税及び事業税	3,642	3,642
当期純損失		1,070,651
親会社株主に帰属する当期純損失		1,070,651

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年4月1日 期首残高	4,325,783	751,905	△3,511,115	△5,954	1,560,619
誤謬の訂正による 累積的影響額			△98,293		△98,293
誤謬の訂正を反映 した当期首残高	4,325,783	751,905	△3,609,409	△5,954	1,462,326
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,713,250	1,713,250	—	—	3,426,500
親会社株主に帰属する 当期純損	—	—	△1,070,651	—	△1,070,651
連結子会社株式の取得による 増分	—	—	148	—	148
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	1,713,250	1,713,250	△1,070,503	—	2,355,996
2021年3月31日 期末残高	6,039,033	2,465,155	△4,679,912	△5,954	3,818,322

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調整	その他 の利益 累計額			
2020年4月1日 期首残高	—	△21,137	△21,137	—	—	1,539,481
誤謬の訂正による 累積的影響額						△98,293
誤謬の訂正を反映 した当期首残高	—	△21,137	△21,137	—	—	1,441,188
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	3,426,500
親会社株主に帰属する 当期純損	—	—	—	—	—	△1,070,651
連結子会社株式の取得による 増分	—	—	—	—	—	148
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	133,026	24,767	157,794	—	754	158,548
連結会計年度中の変動額合計	133,026	24,767	157,794	—	754	2,514,545
2021年3月31日 期末残高	133,026	3,630	136,656	—	754	3,955,733

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,575,947	流 動 負 債	648,507
現金及び預金	10,187	関係会社短期借入金	511,834
有価証券	69,206	未払金	38,146
関係会社短期貸付金	2,015,440	未払法人税等	2,561
その他	152,722	訂正関連損失引当金	90,000
貸倒引当金	△671,610	その他	5,964
固 定 資 産	2,763,558	固 定 負 債	21,395
有 形 固 定 資 産	630	退職給付引当金	14,423
工具、器具及び備品	630	その他	6,972
無 形 固 定 資 産	—	負 債 合 計	669,903
投 資 そ の 他 の 資 産	2,762,927	純 資 産 の 部	
投資有価証券	60,331	株 主 資 本	3,669,602
関係会社株式	3,048,526	資 本 金	6,039,033
関係会社長期貸付金	110,000	資 本 剰 余 金	2,469,250
破産更生債権等	43,260	資 本 準 備 金	2,469,250
差入保証金	35,974	利 益 剰 余 金	△4,832,727
その他	198	そ の 他 利 益 剰 余 金	△4,832,727
貸倒引当金	△161,890	繰越利益剰余金	△4,832,727
投資損失引当金	△373,471	自 己 株 式	△5,954
資 産 合 計	4,339,505	純 資 産 合 計	3,669,602
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,339,505

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		385,872
売 上 原 価		130,831
売 上 総 利 益		255,040
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		345,607
営 業 損 失		90,566
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	58	
受 取 出 向 料	3,600	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,370	
そ の 他	863	5,891
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,787	
為 替 差 損	24,931	
そ の 他	179	48,898
経 常 損 失		133,573
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	306,241	
減 損 損 失	4,104	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	528,593	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	373,471	
訂 正 関 連 損 失 引 当 金 繰 入 額	90,000	
そ の 他	2,068	1,304,479
税 引 前 当 期 純 損 失		1,438,052
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	595	595
当 期 純 損 失		1,438,648

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合		
2020年4月1日期首残高	4,325,783	756,000	756,000	△2,905,585	△2,905,585	△5,954	2,170,244
誤謬の訂正による累積的影響額				△488,493	△488,493		△488,493
誤謬の訂正を反映した当期首残高	4,325,783	756,000	756,000	△3,394,078	△3,394,078	△5,954	1,681,750
事業年度中の変動額							
新株式の発行	1,713,250	1,713,250	1,713,250				3,426,500
当期純損失	—	—	—	△1,438,648	△1,438,648	—	△1,438,648
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	1,713,250	1,713,250	1,713,250	△1,438,648	△1,438,648	—	1,987,851
2021年3月31日期末残高	6,039,033	2,469,250	2,469,250	△4,832,727	△4,832,727	△5,954	3,669,602

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2020年4月1日期首残高	—	—	—	2,170,244
誤謬の訂正による累積的影響額				△488,493
誤謬の訂正を反映した当期首残高	—	—	—	1,681,750
事業年度中の変動額				
新株式の発行				3,426,500
当期純損失	—	—	—	△1,438,648
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	1,987,851
2021年3月31日期末残高	—	—	—	3,669,602

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月30日

アジア開発キャピタル株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 ㊟
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アジア開発キャピタル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア開発キャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、継続して、重要な経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月30日

アジア開発キャピタル株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 ㊟
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アジア開発キャピタル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、継続して、重要な経常損失及び当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月5日

アジア開発キャピタル株式会社 監査役会

常勤社外監査役 後 藤 光 男 ㊟

社外監査役 村 島 吉 豊 ㊟

社外監査役 松 田 勉 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達の実行を可能とするため、発行可能株式総数を拡大するものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の対比は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,889,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,924,408,492株</u> とする。

第2号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 当社 株式の数
1	アンセム ウォン (1985年5月6日)	2013年12月 天安中國投資有限公司(香港)入社 2015年3月 当社入社 2015年7月 当社執行役員副社長 2016年1月 株式会社六合 取締役 2016年3月 デザイア株式会社(旧 にっぽんインキュベーション株式会社) 代表取締役社長 2016年3月 Miki Energy Pte. Ltd. 取締役 2016年5月 株式会社トレードセブン 取締役(現任) 2016年6月 当社取締役副社長 2017年1月 IRC Properties Inc. 取締役 2017年1月 Mabuhay Holdings Corporation 取締役 2017年4月 株式会社China Commerce 取締役 2020年9月 当社代表取締役副社長 2020年11月 株式会社アライド・ビジネス・ファイナンス(現 アジアビジネスファイナンス株式会社) 取締役(現任) 2020年11月 アジアインベストメントファンド株式会社(旧 クリアスエナジーインベストメント株式会社) 代表取締役社長(現任) 2020年12月 当社代表取締役社長(現任) 2021年7月 株式会社 にっぽんインキュベーション 取締役 2021年8月 株式会社 にっぽんインキュベーション 代表取締役会長(現任) 2021年8月 株式会社AGパワーソリューションズ 取締役(現任) [重要な兼職の状況] アジアインベストメントファンド株式会社 代表取締役社長 株式会社 にっぽんインキュベーション 代表取締役会長 アジアビジネスファイナンス株式会社 取締役 株式会社AGパワーソリューションズ 取締役	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 当社 株式の数
2	※ きうち たかたね 木内 孝胤 (1966年8月30日)	1989年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行（営業第二本部営業第六部、ロンドン支店等） 2001年3月 ドイツ証券会社（現 ドイツ証券株式会社）投資銀行部（ヴァイスプレジデント、ディレクター） 2005年3月 UBS証券会社（現 UBS証券株式会社）投資銀行部（エグゼクティブディレクター） 2006年4月 メリルリンチ日本証券株式会社（現 BofA証券株式会社）投資銀行部（マネージングディレクター） 2009年8月 衆議院議員（1期目）（～2012年12月） 2013年8月 株式会社TKコーポレーション 代表取締役（現任） 2014年12月 衆議院議員（2期目）（～2017年10月） [重要な兼職の状況] 株式会社TKコーポレーション 代表取締役	—
3	じょ てんゆう 徐 天雄 (1993年2月8日)	2019年4月 DivineSoft株式会社 入社 2020年7月 株式会社アジアゲートホールディングス 入社 2020年9月 当社社外取締役（現任） 2021年9月 豊田TRIKE株式会社 取締役（現任） [重要な兼職の状況] 豊田TRIKE株式会社 取締役	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 当 社 株式の数
4	<p style="text-align: center;">よこい まさみち 横井 正道 (1951年11月14日)</p>	<p>1975年4月 大和証券株式会社 入社 1999年4月 大和証券S Bキャピタル・マーケティング株式会社(現 大和証券株式会社) 秘書室長 2001年5月 大和証券S M B Cヨーロッパリミテッド (現 大和証券キャピタル・マーケティングヨーロッパリミテッド) 社長 2006年4月 株式会社大和証券グループ 本社執行 役 米州部門担当 2006年4月 大和証券アメリカコーポレーション(現 大和証券キャピタル・マーケティングアメリカ ホールディングスインク) 会長 2008年4月 株式会社大和証券グループ 本社常務執 行役 米州部門担当 2009年4月 大和証券S M B C株式会社(現 大和証券 株式会社) 専務取締役 海外上席担当 兼 国際業務企画担当 2009年4月 大和証券S M B Cアジアホールディング B. V. (現 大和証券キャピタル・マーケ ツアジアホールディングB. V.) 社長 2010年4月 大和住銀投信投資顧問株式会社 代表取 締役社長 2013年4月 大和住銀投信投資顧問株式会社 特別顧 問 2014年6月 株式会社東京スター銀行 取締役 2015年6月 日本コムジェスト株式会社(現 コムジェ スト・アセットマネジメント株式会社) 取締役会長 2018年10月 大和日英基金 東京事務局 事務局長 (現任) 2019年6月 大和日緬基金 理事(現任) 2020年9月 当社社外取締役 2020年11月 当社社外取締役会長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 大和日英基金 東京事務局 事務局長 大和日緬基金 理事</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 当 社 株式の数
5	<p style="text-align: center;">※ いけだ まこと 池田 誠 (1979年7月12日)</p>	<p>2007年4月 司法研修所入所 (旧61期) 2008年12月 第二東京弁護士会 弁護士登録 2008年12月 一番町総合法律事務所 (現 弁護士法人一 番町総合法律事務所) 入所 2009年4月 日本債権回収株式会社 出向 2012年7月 本杉法律事務所 (現 麴町大通り総合法律 事務所) 入所 2015年8月 につぼり総合法律事務所 開設 (現任) 2021年7月 当社顧問弁護士 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] につぼり総合法律事務所 弁護士</p>	-
6	<p style="text-align: center;">※ やまだ こうへい 山田 幸平 (1979年3月12日)</p>	<p>2000年10月 中央青山監査法人 入所 2004年4月 公認会計士登録 2005年1月 株式会社AGSコンサルティング 入社 2009年1月 山田幸平公認会計士事務所 (現 LR会計) 設立 (現任) 2011年1月 税理士登録 2018年6月 合同会社LRプラス 代表社員 (現任) 2019年3月 シンシア監査法人 社員 2020年3月 阪神フィナンシャル・アドバイザーズ株 式会社 取締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] LR会計 公認会計士 合同会社LRプラス 代表社員 阪神フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 取締 役</p>	-

- (注1) ※印は、新任の取締役候補者であります。
- (注2) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注3) 横井正道氏、池田誠氏および山田幸平氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- (注4) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要について、
- ①横井正道氏につきましては、証券会社および金融機関における勤務実績に基づく豊富な経験と専門知識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、当社の事業運営（特に投資事業関連）およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ②池田誠氏につきましては、過去に会社経営に直接関与した経験はございませんが、弁護士の資格を有し、法務の専門的な知見と経験を有していることから、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、当社の経営の監督に反映していただくことにより、当社の経営の透明性・公平性が向上するものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ③山田幸平氏につきましては、公認会計士および税理士の資格を有し、会社財務の専門的な知見と経験を有していることから、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、当社の経営の監督に反映していただくことにより、当社の経営の透明性・公平性が向上するものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (注5) 横井正道氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって約1年4ヵ月であります。
- (注6) 当社は、現行定款第25条において、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、これに伴い、横井正道氏との間で当該責任限定契約を締結しております。そして、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、池田誠氏および山田幸平氏の選任が承認された場合には、各氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
- (注7) 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が、保険期間中の職務の執行に関し、会社の業務につき行った行為により生じた損害について、賠償請求がなされたことによる損害賠償費用及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社の全ての取締役、監査役及び執行役員であります。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- (注8) 当社は、横井正道氏の再任が承認された場合、ならびに、池田誠氏および山田幸平氏の選任が承認された場合は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- (注9) 池田誠氏は、現在、当社の顧問弁護士ですが、本議案の承認をもって、顧問契約を解消する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役村島吉豊氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位	所有する当社 株式の数
なかやま よしと 中山 住人 (1985年12月17日)	2011年9月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2015年4月 仰星監査法人 入所 2016年4月 公認会計士登録 2017年8月 中山住人公認会計士事務所(株式会社公医社総合研究所) 開業 2018年9月 株式会社公医社総合研究所 代表取締役(現任) 2018年12月 税理士登録 2019年4月 事業承継士(民間資格)登録 2021年4月 税理士法人GreenCanvas 代表社員(現任) 2021年6月 縁監査法人 代表社員(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社公医社総合研究所 代表取締役 税理士法人GreenCanvas 代表社員 縁監査法人 代表社員	-

(注1) 中山住人氏は、新任の監査役候補者であります。

(注2) 中山住人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注3) 中山住人氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

(注4) 中山住人氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士および税理士の資格を有し、会社財務等の専門的な知見に加え、豊富な経験(会計監査・IT監査・IPO・ICO・第三者委員会の業務等)を有していることから、公正な経営監視機能としての監査を行っていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(注5) 当社は、現行定款第33条において、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、これに伴い、中山住人氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

(注6) 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が、保険期間中の職務の執行に関し、会社の業務につき行った行為により生じた損害について、賠償請求がなされたことによる損害賠償費用及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社の全ての取締役、監査役及び執行役員であります。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(注7) 当社は、中山住人氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありましたアスカ監査法人は、2021年4月13日付けで当社との監査契約を合意解除いたしました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を確保するため、当社の監査役会は、2021年4月13日付けで監査法人アリアを一時会計監査人に選任し、同監査法人は同日付けで就任しております。

つきましては、監査役会の決定に基づき、一時会計監査人であります監査法人アリアを、改めて会計監査人に選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人アリアを会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての専門性、独立性及び品質管理体制を具備しており、当社の事業規模・事業内容に適した監査対応が期待できると判断したためであります。

会計監査人の候補者は次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

名 称	監査法人アリア	
事 務 所	主たる事務所 東京都港区浜松町1丁目30番5号	
沿 革	2006年5月29日 設立	
概 要	出資金 7百万円	
	構成人員 20名	
	うち有資格者	
	公認会計士 8名	
	税理士 7名	
	計算鑑定士（東京地方裁判所） 1名	
公認不正検査士 1名		
	上場会社等クライアント数 14社	

(注) 当社は、現行定款第37条において、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、これに伴い、一時会計監査人である監査法人アリアとの間で責任限定契約を締結しております。そして、本総会において、同法人の会計監査人選任が承認された場合には、当社は、同法人との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

以 上

メ モ

A series of 19 horizontal dashed lines for writing, spaced evenly down the page.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区月島四丁目1番1号 月島区民センター4F
月島社会教育会館 ホール



交通ご案内

■地下鉄

都営大江戸線・東京メトロ有楽町線 月島駅 10番出口 徒歩5分